

改 正 案	現 行
<p>（定義）            第二条（略）            2（略）            3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。            一、三（略）            四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを営む事業            五、十三（略）            4（略）</p>	<p>（定義）            第二条（略）            2（略）            3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。            一、三（略）            四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は痴呆対応型老人共同生活援助事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを営む事業            五、十三（略）            4（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（定義）                      第二条（略）                      2 （略）                      3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。                      一 三 （略）                      四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業                      四の二 十三 （略）                      4 （略）</p>	<p>（定義）                      第二条（略）                      2 （略）                      3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。                      一 三 （略）                      四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業                      四の二 十三 （略）                      4 （略）</p>